



損害保険料専用預金口座の帰属問題に最高裁が初の判断

—専用普通預金口座は損害保険代理店に帰属するとして破棄自判—

今回ご紹介する判決は、保険料保管のための専用預金口座の帰属問題について最高裁が初めて判断を示したものです。弁護士が依頼者から預かった金銭を保管する預金口座についても最高裁の判断が示されていますが（平15. 6. 12・Z999-7062）、本判決も預金債権の帰属問題について参考になるものと思われます（平成15年2月21日最高裁・原判決破棄、第一審判決取消し・Z999-5041・金融法務事情1677号57頁）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

【事案の概要】

訴外A社は、昭和52年12月9日被上告人である乙保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し、上告人甲信用組合に「乙保険(株)代理店A(株)丙野太郎」名義の普通預金口座を開設しました。本件預金口座は、保険契約者から收受した保険料のみを入金する目的で開設されたものであり、通帳及び届出印はA社が保管していました。その後、平成9年5月6日A社は2回目の不渡手形を出すことが確実となったため、乙保険会社に通帳及び届出印を交付しましたが、同日現在本件預金口座には342万2903円が預けられていました。乙保険会社は、同月7日ころ、甲信用組合に対し、本件預金債権は乙保険会社に帰属するとして、本件預金全額の払戻しを請求しました。なお、甲信用組合は、A社に対する貸付債権と本件預金債権を対等額で相殺しています。

【裁判所の判断】

一審及び控訴審は、本件預金債権は乙保険会社に帰属すると判断して、乙保険会社の請求を認容しましたが、最高裁は、以下の事実関係を認定した上で、本件事実関係の下においては、本件預金債権は被上告人ではなく、A社に帰属するというべきであると判断して、原判決を破棄し第一審判決を取り消しました。

- 1 金融機関である上告人との間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのはA社であり、被上告人がA社に普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上全くうかがわれない。
- 2 本件預金口座の管理者は、名実ともにA社である。
- 3 受任者が委任契約によって委任者から代理権を授与されている場合、受任者が受け取った物の所有権は当然に委任者に移転するが、金銭については、占有と所有とが結合しているため、金銭の所有権は常に金銭の受領者（占有者）である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払う義務を負うことになるにすぎない。
- 4 そうすると、被上告人の代理人であるA社が保険契約者から收受した保険料の所有権はいったんA社に帰属し、A社は、同額の金銭を被上告人に送金する義務を負担することになるのであって、被上告人はその送金を受けることによって初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るのであるから、本件預金の原資はA社が所有していた金銭に他ならない。
- 5 本件預金口座に保険料専用預金口座という事情があるからといって、これらが金融機関である上告人に対する関係で本件預金債権の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない。

……………（税法データベース編集室 正木洋子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4版4枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますのでご一報ください。